

令和2年度 学校訪問指導 実施要項

1	目的	p. 1
2	種類	
3	助言・指導等をする事項	
4	令和2年度の重点事項	
5	令和2年度学校訪問指導の概要	p. 2
6	実施上の留意事項	p. 3
	【学校運営・教育課程の管理等】	
	①派遣指導主事による学校訪問指導	
	【人材育成】	
	②初任者研修に係る学校訪問指導	
	③フォローアップ研修に係る学校訪問指導	
	④教職経験6年目研修、中堅教諭等資質向上研修に係る学校訪問指導	p. 4
	⑤講師を対象とした学校訪問指導	
	⑥養護教諭、栄養教諭、学校事務職員の職務に係る学校訪問指導	
	【授業力向上】	
	⑦研究推進・教科等指導に係る学校訪問指導	p. 5
	⑧新学習指導要領実施に伴う学校訪問指導	p. 6
	【生徒指導】	
	⑨生徒指導に係る学校訪問指導	
	【特別支援教育】	
	⑩特別支援学級、通級指導教室新任担当教員に係る学校訪問指導	p. 7
	⑪特別支援学級、通級指導教室に係る学校訪問指導	
	⑫「にこにこサポート事業」に係る学校訪問指導	
	⑬特別支援教育支援専任教員による学校訪問支援	
7	年度当初における手続きについて	p. 8
8	年度中途における学校訪問指導の派遣申請について	
9	市町教育研究会等からの講師の派遣申請について	

1 目的

学習指導要領、しまね教育魅力化ビジョン、各市町村教育委員会の教育方針を踏まえた学校運営、教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の助言・指導等を行う。

2 種類

- (1) 学校運営、教育課程の管理等に係る学校訪問指導
主として、学校の実態や要望を把握し、その実態や要望に応じた助言・指導等を行う。
- (2) 学習指導等に係る学校訪問指導
主として、学校等の申請に基づき、教科等における指導力の向上、生徒指導、特別支援教育、人権・同和教育、キャリア教育、情報教育、健康教育、学校図書館活用教育、ふるさと教育、幼児期の教育・保育及び指定事業等に係る助言・指導等を行う。

3 助言・指導をする事項

- (1) 学校運営の改善、評価等に関すること。
- (2) 教育課程の編成・実施・評価、学習指導の工夫・改善・評価、教育研究の立案・実施・評価に関すること。
- (3) 県教育委員会の指導方針等の周知に関すること。
- (4) 学校における教育上の課題及び実態把握に関すること。
- (5) 学校教育その他、教育問題にかかわる情報の交換に関すること。
- (6) その他、義務教育全般の充実・発展に関すること。

4 令和2年度の重点事項

(1) 教職員の働き方改革のために

「学力育成に係る学校訪問指導」の廃止

○全ての学校を対象に実施していた「学力育成に係る学校訪問指導」はとりやめる。

授業づくりの支援、事務手続きの簡略化

○学校訪問指導の当日だけでなく、授業構想に係る相談、指導案検討などにも活用できるよう、従来の「継続型訪問指導」と「教科等指導に係る申請学校訪問指導」を統合し、「⑦研究推進・教科等指導に係る学校訪問指導」とする。継続的な研究・研修にも、引き続き対応する。
このことに伴い、事前の相談や学校訪問指導の追加などに必要であった事務手続きは省略できるようにする。

(2) 新学習指導要領実施への対応

「新学習指導要領実施に伴う学校訪問指導」の実施

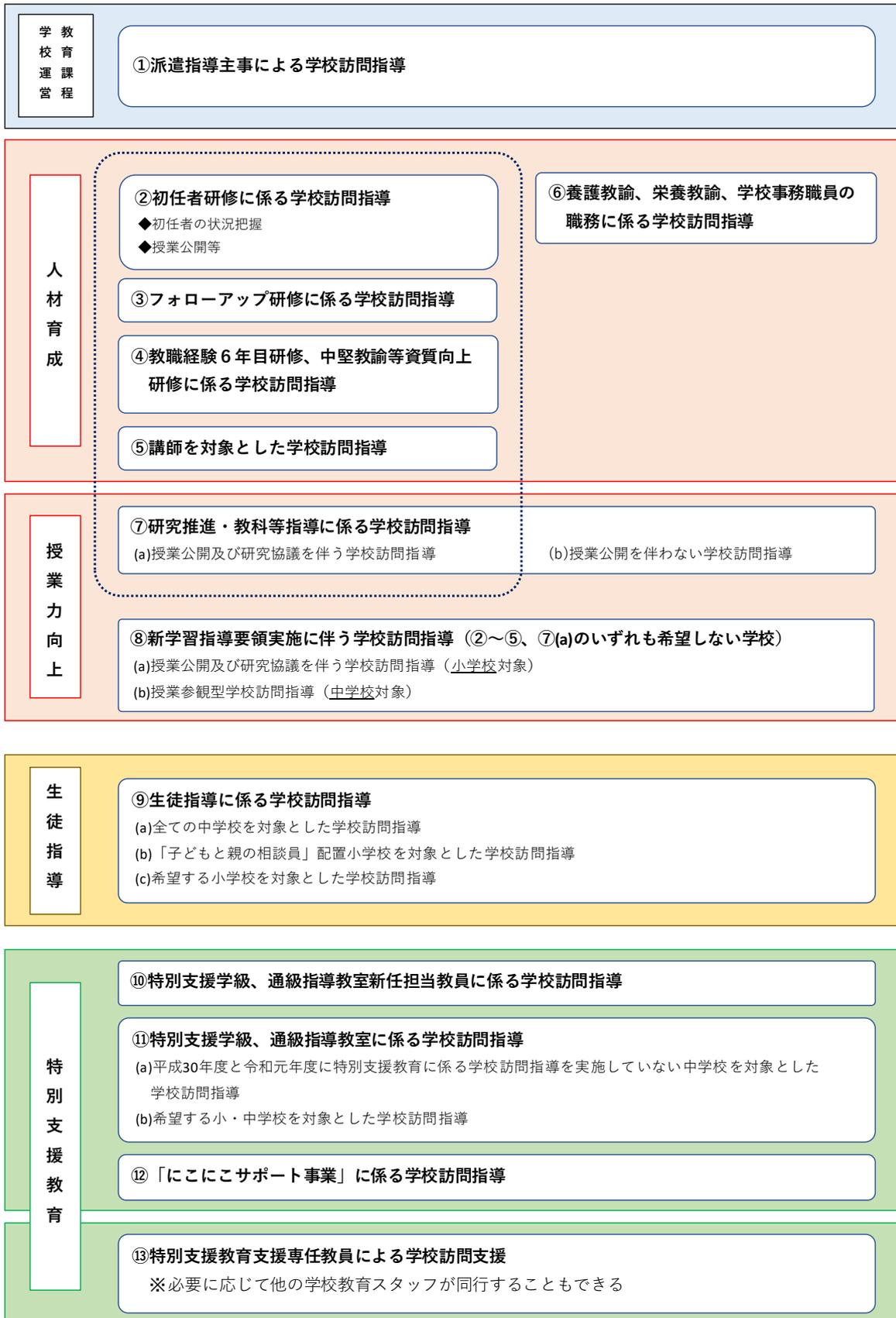
○新学習指導要領が完全実施となることをふまえ、学校訪問指導を通じて各校の取組状況を把握し、助言・指導を行う。
ただし、学校の過重負担にならないよう、次ページ②～⑤、⑦(a)のいずれも実施する予定がない学校のみ「⑧新学習指導要領実施に伴う学校訪問指導」を実施する。
○小学校には学習指導案作成を求めるが、過重負担にならないよう、別紙「⑧学習指導案様式」を示し、A4版1～2枚程度の学習指導案作成を推奨する。

(3) 学校の必要に応じた柔軟な対応

多様な視点からの学校支援

○児童生徒の実態、学校の必要に応じて多様な視点から学校を支援していけるよう、学力育成、生徒指導、特別支援教育担当の複数のスタッフで学校を訪問することもできるようにする。

5 令和2年度学校訪問指導の概要



- 原則として、学校等の申請に基づいて行う。
- 年度中途の申請についても可能な限り対応する。

6 実施上の留意事項

① 派遣指導主事による学校訪問指導

時期、内容、留意事項

○各市町教育委員会派遣の指導主事が、訪問の時期や内容等を示して連絡・調整及び実施する。

② 初任者研修(教諭)に係る学校訪問指導

◆初任者の状況把握

時期	内容	留意事項
5月～7月	<ul style="list-style-type: none"> ・状況把握 ・助言、相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○初任者の状況を把握し、ニーズに沿った支援を行う。 ○校内研修の「授業指導による研修(授業研)」及び「その他の方法による研修(その他研)」に合わせて訪問する。(学校の希望する研修日) ○初任者が二人配置の学校は、それぞれ別日に実施する。 ○希望があれば、初任者及び指導教員との面談を行う。 ○事前の資料等の準備は不要とする。 ※「授業研」担当の指導教員が対応するが、この限りではない。 ※「授業研」と「その他研」が連続して設定されていない場合は、相談のうえ日程を調整する。

◆授業公開等

時期	内容	留意事項
9月～12月	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職との面談 ・拠点校及び校内指導教員との面談 ・校内記録簿の確認 ・授業公開 ・研究協議 ・初任者との面談 	<ul style="list-style-type: none"> ○公開授業・研究協議は、原則全教員参加とする。 ○小学校は、各教科、特別活動、総合的な学習の時間及び外国語活動のいずれかの授業を行う。 ○中学校は、主たる免許の教科等(以下「主免教科等」)の授業を行う。 ○教育センター研修「授業づくり研修」の目的、内容を踏まえた公開授業及び研究協議を行う。 ※詳細は「令和2年度島根県新任教職員研修実施要項」を参照。

③ フォローアップ研修(教諭)に係る学校訪問指導

時期	内容	留意事項
5月～2月	<ul style="list-style-type: none"> ・授業公開 ・研究協議 	<ul style="list-style-type: none"> ○公開授業・研究協議は、原則全教員参加とする。 ○2年目対象者は、「課題研究」に関係する授業を行う。 ○3年目対象者(小学校)は、各教科、特別活動、総合的な学習の時間及び外国語活動のいずれかの授業を行う。 ○3年目対象者(中学校)は、主免教科等の授業を行う。 ※詳細は採用年度の「島根県新任教職員研修実施要項」を参照。

④ 教職経験6年目研修(教諭)、中堅教諭等資質向上研修(教諭)に係る学校訪問指導

時期	内容	留意事項
5月～2月	<ul style="list-style-type: none"> ・授業公開 ・研究協議 	<ul style="list-style-type: none"> ○公開授業・研究協議は、原則全教員参加とする。 (教育センター研修としての学校会場研修を行う場合はこの限りではない。) ○対象者は、教育センター研修「授業づくり研修」の目的、内容を踏まえて「課題研究」に関する授業を行う。 <p>※詳細は「令和2年度教職経験者研修実施要項」を参照。</p>

⑤ 講師を対象とした学校訪問指導

時期	内容	留意事項
5月～2月	<ul style="list-style-type: none"> ・授業公開 ・研究協議 ・授業者との面談 	<ul style="list-style-type: none"> ○公開授業・研究協議は、原則全教員参加とする。 ○対象者(小学校)は、各教科、特別活動、総合的な学習の時間及び外国語活動のいずれかの授業を行う。 ○対象者(中学校)は、主免教科等の授業を行う。 ○授業者との面談は、研究協議の後に実施する。

⑥ 養護教諭、栄養教諭、学校事務職員の職務に係る学校訪問指導

◆養護教諭(養護助教諭)、栄養教諭(学校栄養士)

時期	内容	留意事項
5月～2月	<ul style="list-style-type: none"> ・研修、相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○養護教諭、栄養教諭の実務等に関する研修・相談に対応する。 ○島根県教育センター、保健体育課(健康づくり推進室)と連携を図り実施する。

◆学校事務職員

時期	内容	留意事項
7月～9月	<ul style="list-style-type: none"> ・助言、相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校事務の円滑な実施のための助言及び相談業務を行う。 ○島根県教育センターと連携を図り実施する。

⑦ 研究推進・教科等指導に係る学校訪問指導

(a) 授業公開及び研究協議を伴う学校訪問指導

(b) 授業公開を伴わない学校訪問指導

内 容	留 意 事 項
<p>○学校の要請に応じた内容で行う。(以下は例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究構想、研究計画 ・単元や授業の構想、学習指導案の作成 ・研究授業、研究協議 ・取組の振り返り ・研究発表会、指定事業等 ・教科等の指導に係る校内研修 ・提案発表、個人研究等 <p>などに係る相談、助言、指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問回数、日時等については、学校と教育事務所が相談・調整して決定する。 ○年間を通じた継続的な研究・研修(訪問指導)にも対応する。 ○⑦(a)と⑦(b)の両方を希望することができる。 ○継続的な訪問を依頼する場合は、「学校訪問指導希望調査書 提出様式3」に、校内研究に関する年間の学校訪問計画(時期・内容等)を簡潔に記入して提出する。

(a) 授業公開及び研究協議を伴う学校訪問指導

時 期	留 意 事 項
4月～3月	<ul style="list-style-type: none"> ○公開授業・研究協議は、原則全教員参加とする。 ○必要に応じて、複数の担当者(学力育成、生徒指導、特別支援教育担当)で訪問することもできる。

(b) 授業公開を伴わない学校訪問指導

時 期	留 意 事 項
4月～3月	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修及び提案発表、個人研究等の相談は、原則として、教育事務所に担当者がいる次の教科等を対象とする。 国語、社会、算数・数学、外国語活動、外国語、生活、道徳、総合的な学習の時間、特別活動 ○その他、要望があれば相談のうえで対応する。

⑧ 新学習指導要領実施に伴う学校訪問指導

※②～⑤、⑦(a)のいずれも希望しない小・中学校のみ

- (a) 授業公開及び研究協議を伴う学校訪問指導（小学校対象）
- (b) 授業参観型学校訪問指導（中学校対象）

(a) 授業公開及び研究協議を伴う学校訪問指導（小学校対象）

時 期	内 容	留 意 事 項
5月～2月	・授業公開 ・研究協議	○公開授業・研究協議は、原則全教員参加とする。 ○学習指導案を、各校で定める様式または別紙「⑧学習指導案 様式」（A4版1～2枚程度の学習指導案）に基づき作成する。 ○令和3年度は、中学校を対象に実施する。

(b) 授業参観型学校訪問指導（中学校対象）

時 期	内 容	留 意 事 項
5月～2月	・授業公開 ・協議	○新学習指導要領の視点をふまえた授業を1時間公開する。 ○授業公開の仕方（公開学年、公開教科等、公開数など）は、各学校で決定する。 ○学習指導案は不要とする。 ○授業後、管理職及び研究主任と、校内研究の取組について協議（1時間程度）を行う。 ○令和3年度は、小学校を対象に実施する。

⑨ 生徒指導に係る学校訪問指導

- (a) 全ての中学校を対象とした学校訪問指導
- (b) 「子どもと親の相談員」の配置のある小学校を対象とした学校訪問指導
- (c) 希望する小学校を対象とした学校訪問指導

時 期	内 容	留 意 事 項
5月～12月	・授業公開 ・協議	○原則全学級の授業を公開する。(1時間程度) ・通常の時間割による授業を公開する。 ・学習指導案は不要とする。 ○授業公開後に、管理職、生徒指導主任・主事等を交えて情報交換や協議の時間を設定する。 ※令和2年度「学校いじめ防止基本方針」を1部準備する。 ○中学校クラスサポート事業に係る非常勤講師の配置のある学校は、クラスサポートティーチャーとの面談の時間（20分程度）を設定する。 ○必要に応じて、複数の担当者（県の事業担当者及び市町の教育委員会担当者）で訪問する場合がある。

⑩ 特別支援学級、通級指導教室新任担当教員に係る学校訪問指導

時 期	内 容	留 意 事 項
5月～12月	<ul style="list-style-type: none"> ・授業公開 ・研究協議 ・授業者との面談 	<ul style="list-style-type: none"> ○公開授業・研究協議は、原則全教員参加とする。 ○公開授業は、「自立活動」または「各教科等を合わせた指導」とする。

⑪ 特別支援学級、通級指導教室に係る学校訪問指導

(a) 令和2年度に特別支援学級を設置する学校で、平成30年度と令和元年度に特別支援教育に係る学校訪問指導を実施していない中学校

(b) 希望する小・中学校

時 期	内 容	留 意 事 項
5月～1月	<ul style="list-style-type: none"> ・授業公開 ・研究協議 ・授業者との面談 	<ul style="list-style-type: none"> ○公開授業・研究協議は、原則全教員参加とする。 ○授業公開は、「自立活動」または「各教科等を合わせた指導」とする。

⑫ 「にこにこサポート事業」に係る学校訪問指導

(a) 通常の学級に配置のある小学校

時 期	内 容	留 意 事 項
5月～9月	<ul style="list-style-type: none"> ・授業公開 ・管理職、特別支援教育コーディネーターとの面談 ・希望があれば非常勤講師との面談を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業公開は、非常勤講師による指導及び対象児童が在籍する全ての学級を対象とする。 ○学習指導案は不要とする。 ○配置校には、実施日連絡に合わせて、実施要項を配付する。

(b) 特別支援学級に配置のある小・中学校

時 期	内 容	留 意 事 項
5月～9月	<ul style="list-style-type: none"> ・授業公開 ・管理職、配置特別支援学級担任との面談 ・希望があれば非常勤講師との面談を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業公開は、非常勤講師による指導及び対象児童が在籍する全ての学級を対象とする。 ○学習指導案は不要とする。 ○配置校には、実施日連絡に合わせて、実施要項を配付する。

⑬ 特別支援教育支援専任教員による学校訪問支援

時 期	内 容	留 意 事 項
4月～3月	・特別支援教育全般に係る相談	※HP「特別支援教育支援専任教員の役割」参照

7 年度当初における手続きについて（令和2年度 学校訪問指導希望調査書 参照）

- 「令和2年度 学校訪問指導希望調査書 FAX送信票」及び「希望調査書 様式1～6」に必要事項を記入して提出する。
※該当する学校訪問指導の様式のみ提出する。
- 「主任、学級担任等氏名表」に必要事項を記入して提出する。

<提出先>	出雲教育事務所
<提出方法>	FAXで送信（添書不要） FAX 0853-30-5686
<提出期限>	令和2年4月17日（金）

- 学校と調整のうえ、教育事務所で訪問期日、訪問者を決定し、「令和2年度 学校訪問指導計画」を電子メールで各学校に送信する。（5月中旬を予定）

8 年度中途における学校訪問指導の派遣申請について

- 年度中途に学校訪問指導の必要が生じた場合には、事前に教育事務所に連絡する。
- 期日や内容等を確認したうえで、学校訪問指導が可能である場合には、出雲教育事務所長あてに【様式7 学校からの学校訪問指導中途派遣申請書】を訪問日の2週間前までに提出する。

9 市町教育研究会等からの講師の派遣申請について

- 講師派遣の必要が生じた場合には、事前に教育事務所に連絡する。
- 期日や内容等を確認したうえで、講師派遣が可能である場合には、出雲教育事務所長あてに【様式8 市町教育委員会等からの講師派遣申請書】を訪問日の2週間前までに提出する。